

【倶楽部競技総則】

倶楽部競技総則とは、以下に定める『競技規定』『競技の条件』『ローカルルール』を総括したものをいう。

競技規定

1. 倶楽部競技について

倶楽部競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とローカルルール、競技の条件を適用する。本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または倶楽部内の掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本総則に罰が記載されている場合を除き、ローカルルールと競技の条件の違反の罰は、『一般の罰(2 打罰)』とする。

2. 競技ルール委員会(以下「委員会」という)の権限

(a) 競技に関する一切の事項は、委員会が決定し、いずれの事由も変更する権限を有する。

(b) すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

(c) 競技会において、委員が欠席する場合は、支配人に競技に関する事項を委任する。

3. 競技会参加資格

(a) 当倶楽部のハンディキャップを保有していること。

ただし B クラス月例競技及び平日杯に関しては、ハンディキャップ非保有者も体験参加として入賞資格放棄を条件に参加を認める。尚、参加費用や競技費用は通常通り支払うものとする。

(b) 三大競技※¹については、競技当日から遡って 1 年以内に、最低 2 回以上倶楽部競技に参加していること※²。

※¹ 三大競技とは理事長杯・倶楽部選手権・シニア選手権のことをいう。

※² 本規則については令和 8 年より施行する。移行期間中の時限措置として令和 7 年の三大競技については、競技当日から遡って 1 年以内に、最低 1 回以上倶楽部競技に参加していることを条件とする。

4. 競技参加者の遵守事項

(a) スタート 20 分前までにフロント備え付けの「競技会参加者名簿」に自署すること。

※競技当日の無断欠席は次回競技会への参加資格を失う。

(b) スタート時間までにティーイングエリアに到着すること。(規則 5-3a)

(c) 競技終了後、マーカー記入のスコアカードにマーカーの署名と自署の上、委員会に提出すること。(規則 3-3b)

5. 競技参加者の組み合わせ

競技参加者の組み合わせは 3 人または 4 人を 1 組とする。但し委員会が認める場合はこの限りではない。

6. 競技会の各種条件

競技名	競技会別参加資格	成立人数	順位決定について	申込期日
月例および平日杯	A クラス(HC16.4 まで)	—	①ハンディキャップ上位 ②年長者上位	2 ヶ月前の 1 日から受付開始 申込枠が埋まり次第締切
	B クラス(HC16.5～HC30) ※HC30.1 以上は HC30.0 として可			
理事長杯予選	HC16.4 まで (HC16.5 以上は HC16.4 として可)	16 名以上		2 ヶ月前の 1 日から受付開始 14 日前の午後 5 時締切
理事長杯決勝	予選上位 16 名	—	①ハンディキャップ上位 ②年長者上位 (予選・決勝の通算スコアにより決定)	
倶楽部選手権予選	HC16.4 まで	16 名以上	マッチングスコアカード方式※ ³	
倶楽部選手権一回戦	予選上位 16 名	—	規定ホール数で勝敗がつかない場合は どちらかが 1UP を得るまで延長	
倶楽部選手権二回戦	一回戦勝者	—		
倶楽部選手権準決勝	二回戦勝者	—		
倶楽部選手権決勝	準決勝勝者	—		
シニア選手権予選	本年末時点で 60 歳以上	16 名以上	マッチングスコアカード方式※ ³	
シニア選手権決勝	予選上位 16 名	—	①1 位タイはサドンデスによるプレーオフ ②2 位以下はマッチングスコアカード方式※ ³ (予選・決勝の通算スコアにより決定)	
グランドシニア選手権	本年末時点で 70 歳以上	8 名以上	マッチングスコアカード方式※ ³	
ゴールドシニア選手権	本年末時点で 75 歳以上			
女子倶楽部選手権	女性会員			
女子シニア選手権	本年末時点で 55 歳以上			
女子グランドシニア選手権	本年末時点で 70 歳以上			

【※³ マッチングスコアカード方式】

・富士桜9H(1H～9H)の合計スコア⇒富士桜6H(4H～9H)の合計スコア⇒富士桜3H(7H～9H)の合計スコアの順で決定する。

・尚も決定しない場合は、9H、8H、7H・・・の順で各ホールのスコアを比較して決定する。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用し、プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出したものとみなす。

3. 使用クラブの規格

ストロークを行うときに認められるクラブ・規則4.1aを適用する。

4. 使用球の規格

ラウンドのプレーに認められる球・規則4.2aを適用する。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳等を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則5.7に従って処置すること。

(b) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則5.7bに決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。陰悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(c) プレーの中断と再開の合図について

・プレーの中断: カートに搭載されている無線により通報する。

・プレーの再開: と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡することがある。

7. 練習

ストロークプレーにおいて、ホールとホールの間での練習を禁止する(規則5.5b)。ホールとホールの間では、プレーヤーは終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークをしてはならないし、終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストしてはならない。

8. 移動

ストロークプレーの競技では、正規のラウンド中のプレーヤー及び用具の移動は、1台のカートを共用して行うものとする。

9. キャディー(規則10.3)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は規則10.3aを適用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 競技の条件6項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

2. 予備グリーンは定義上「目的外グリーン」であり、球が目的外グリーンに触れているか、スタンスがかかる場合、プレーヤーは規則13.1fに基づいて救済を受けなければならない。

3. 競技委員会は競技中を含め、いつでも出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

4. 競技委員会は規則1.2aに基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。

5. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則2.1)アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ペナルティエリア(規則17.1)レッドペナルティエリアは赤杭をもってその限界を標示する。

3. 修理地(規則16.1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、ジェネラルエリアにあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

4. 動かせる障害物(規則15.2)

障害物を、(イ)特別な労力を要せず、(ロ)不当にプレーを遅らせる事無く、(ハ)物を壊す事無く、動かす事ができる場合、その障害物は動かせる障害物である。

5. 動かせない障害物(規則16.1)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c) 小砂利、ウッドチップ等で舗装した区域(枕木、丸太等を含む)。小砂利、ウッドチップの個体はルースインペディメントである。

(d) 動かせない障害物と白線でつながれている区域(その動かせない障害物の一部とみなす)

(e) 距離標示用の人工のヤーデージマーク(パッティンググリーン前後のものを含む)

(f) スプリンクラーヘッド(パッティンググリーンに近接するもの)パッティンググリーンからも球からも2クラブレンジス以内で、プレーの線上にある場合、プレーヤーは次のような救済を受けることができる。ホールに近づかずに障害を避けられる、ジェネラルエリア内にドロップしなければならない。

6. 電磁誘導カート用の2本のレール

電磁誘導カート用の2本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

7. ホールとホール間の白杭

コース内の白杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。

8. 防球ネット

防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則16.1bにより処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。

9. 距離計測器の使用について

全ての倶楽部競技において高低差機能を含めた距離計測器の使用を認める。

以上

改訂履歴

【令和7年1月1日】

- ・『競技規定』『競技の条件』『ローカルルール』を総括し倶楽部競技総則に名称変更
- ・文章全体の再構成
- ・『競技規定』 3.競技参加資格の変更